

第17回 鹿島市農業委員会定例総会 議事録

1、開催日時 令和5年9月4日(月) 午後1時30分～午後4時00分

2、開催場所 鹿島新世紀センター2階 会議室

3、出席委員 11名（明細は下記「農業委員出席簿」のとおり）

4、欠席委員 1名（明細は下記「農業委員出席簿」のとおり）

5、議事日程

①第1 議事録署名委員の指名 3番 針尾 忍 委員 4番 馬場 英喜 委員

②第2 報告第40号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について

報告第41号 農振法第13条の規定による変更申請について(軽微な変更)

議案第85号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

議案第86号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について

議案第87号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

報告第42号 農地法第4条適用除外の証明願いについて

報告第43号 非農地証明願いについて

6、農業委員会事務局職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名
事務局長	高本 将行	局長補佐	峰松 正典
主 査	田中 莊子	書 記	藤家 駿介

◎農業委員出席簿

席順	委員名	出席	席順	委員名	出席
1	下村 和幸	○	7	木下 英春	○
2	中牟田 安彦	○	8	大町 朝子	○
3	針尾 忍	○	9	三原 一義	×
4	馬場 英喜	○	10	藤家 豊次郎	○
5	山本 桂子	○	11	中村 博之	○
6	小笠原 初男	○	12	織田 博吉	○
			計	12名	12名

◎農地利用最適化推進委員出席簿

担当地区	農地利用最適化推進委員名
高津原・城内・大手・東町・西牟田・新町・中牟田・横田・納富分・末光・馬渡、若殿分	田中 雅己
東三河内・西三河内・中川内・早ノ瀬・大野・広平	野中 重人

7. 会議の概要

事務局	皆さんこんにちは。定刻となりましたので、只今より第17回鹿島市農業委員会定例総会を開きます。
-----	--

	総会に入ります前に本日の点呼を取らせていただきます。(1番下村委員から12番織田委員まで点呼をし、9番委員を除く 11 名の出席を確認。)本日の出席は11 名であります。定足数に達しております。 次に議事録署名人の指名を致します。3番針尾委員と4番馬場委員にお願い致します。審議に入ります前に、議事進行について4点ほど注意を致します。 1点目です。各自意見・質問をされる場合は、必ず挙手をし、議長の指名があつてから、その席で自分の議席番号と氏名を述べ、意見・質問等を全員に聞こえるように言ってください。また、議事に関することのみを簡潔にお願い致します。 2点目です。議事に入りましてからの私語はこれをきつく禁止と致します。 3点目です。市役所の敷地内はごく一部の指定された区域を除いて禁煙となっております。審議の進捗状況を見ながら議長の判断によりまして、休憩時間を取り入れていきますのでご協力をお願い致します。なお、トイレにつきましては制限ありませんが、起立して議長席の方へ軽く会釈をしてから退席し、用を済ませたら速やかにお戻りください。 4点目です。農業委員会等に関する法律第31条に委員の議事参与の制限規定がございます。提案される議案の中に親族の場合は6親等、姻族の場合は3親等になる者に関連する議案がありましたら、これを審議するときは特に指示されなくても自主的にこの会議場から退席してください。後でその事実が判明した場合は、許可の取り消しや罰則を受けることがありますので、ご注意ください。以上の4点でございます、自覚して会議場のマナーとしてご協力をよろしくお願いします。では、慣例によりまして会長に議長をお願いします。
議長	改めまして皆さんこんにちは。 先週、コロナでずっとしておりませんでした、久々に研修会の後に嬉野・太良・鹿島合同で懇親会を行い、たくさんの方に来ていただきました。皆様方、本当にお忙しい中参加頂きありがとうございました。 年間で皆さん方からお預かりしている 1 万円を使わせていただき、一人当たり 5000 円の所を一人 2000 円とさせていただきます。最適化推進委員さんのお金もそういうことで使わせていただいておりますのでご了解を頂きたいと思います。また改めてそういう場面があったときは、そういう風にやって行こうかと思っております。 本当に暑い夏で、9 月に入りましたけれどもまだまだほとんどの方がクーラーをつけないと寝れないことかと思えます。体調には十分に注意をしていただきたいと思いますし、台風もまっすぐ、今度こそは来そうな感じでございましたが、熱帯低気圧に変わるようでございますので、これも一安心かなと思っております。 今日は冒頭に、農水の方からみえておりますが、こないだの研修会でありましたように、再来年には地域の目標地図を定めないといけないということです。 今日お手元に封筒入りで配られていますが、この前皆さん方に話していたように、実際にアンケートを出していない方たちに皆さん出向いていただいて、回収をお願いしたいという風に思っております。後立ってまた話もあると思いますが、それをある程度まとめて整理をしたいです。ある程度できたら、この間皆さんにお願いしておりましたが、各地区ごとにかけてそれぞれ地域計画について個別に打ち合わせをしたいと思っております。皆さん日程調整をお願いします。今のところ七浦・北鹿島地区は済んだとこでありますので他の地区もですね、農水も入れて行っていただければと思います。ぜひ地域計画の話も聞いていただきたいです。法的に決まったことなのでやらないといけないので。 それから先月もちよつと触れましたが、就任 2 年目に研修計画をしておりました。前の委員さんとは、コロナもあったんですが、コロナの一番少ない岩手県に行きました。Goto キャンペーンがあったので非常に助かりましたが、今回はみなさんの手出しと、それから積立金が大体 12 月まで集めれば 7 万円くらいになるかと思うので、それと併せていきたいと思えます。あまり余計にならないよう、2 泊 3 日で実施をしたいと思えますから、その他の方である程度日程を詰めていきますので、ご協力いただくようお願いいたします。 案件的にはそう多くありませんので、スムーズに進行が行きますよう、併せてお願いして

	おきます。それでは最初、農水の方から地域計画について説明を頂きます。よろしくお願いします。
農林水産課 農政係	(地域計画についての説明) 貴重なお時間を頂きありがとうございました。よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。ぜひ皆さん方からもご協力いただけるよう、私からもお願いしておきます。 それでは本題に入っていきます。今日は報告事項が4件、議案3件ということで、これに乗っ取って進めていきますので、よろしくお願いします。 報告40号、解約報告について説明をお願いします。
事務局	それでは私の方から説明を申し上げます。 議案説明資料1ページ、2ページをご覧ください。 報告第40号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について、説明します。 今回の解約件数は、9件となります。 筆数は、15筆、合計面積は、37,581 平米となっています。 内訳は、 田が10筆、25,506 平米、 畑が5筆、12,075 平米となっています。 解約事由は、すべて双方合意によるもので、 借人からの申し出が、2件 あっせんのためが、2件 機構関連農地整備事業対象予定地のためが、5件となっています。 解約事由別に、詳しく説明しますと、 「借人からの申出」の1番と2番は、次の借人が決まっております、来月以降の総会に、 基盤法18条の規定による利用権設定を計上する予定となっています。 「あっせんのため」となっている3番と4番も、来月以降の総会で、佐賀県農業公社を経由して所有権を移転させ、その後、受け手に渡る予定となっています。 「機構関連農地整備事業」となっている5番から9番までは、中間管理機構を通して集積・集約することが条件である、県営圃場整備事業に伴う利用権の解除となっています。 5番、6番、7番 は、令和8年までの利用権設定となっていますが、事業の要件で16年間に期間を延長するために、一度解約することが必要になったためです。 8番、9番は、この事業から外れることになり、利用権設定を解除するものです。 5番、7番、8番、9番で借受人と貸出人が同じになっているのは、この事業の要件で、本人の所有地であっても、中間管理機構を通して、本人が所有地に利用権を設定することが要件になっているためです。 報告第40号の説明は、以上です。
議長	はい。それぞれ、担当委員さんのところの事情はよろしいですかね。圃場整備事業に関わって、手続き上の問題が多いという説明を局長の方からしていただきました。よろしいですか？
委員全員	はい。
議長	ありがとうございました。それでは報告第41号に移っていきます。農用地利用計画の軽微な変更について説明をお願いします。
農林水産課 農政係	農業委員会定例総会にご出席の皆様、お疲れさまです。農林水産課 野田と申します。 本日は鹿島市農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画の軽微な変更が1件1筆あっておりますので、報告します。 それでは、報告第41号について説明します。議案書3ページと、位置図は1ページをご覧ください。申請地は、●●●●の●●の一部です。地目は畑、面積は9585平米のうち、180平米です。変更の目的は、牛舎となっております。

	申請人、所有者ともに●●●●さんで、関係者の同意として、区長、生産組合長、担当農業委員からの同意がございします。農地区分は 2 種となっております。軽微な変更の理由ですが、現在●●●●の方で放牧事業をされており、今後頭数を増やして事業を拡大される予定があるため、今回申請を出されたものとなっております。 こちら既に 8 月 21 日に鹿島市告示第 65 号で公告いたしまして、8 月 23 日付で県に報告し、申請人に軽微な変更の許可について通知を行うこととなります。 以上、1 件になります。これで報告を終わります。
議長	はい。この前から●●●が進出をされて、牛舎を作っておられましたけども今回増頭をするという話でございしますので、牛舎を別の所に建てるということで、範囲の中ですから軽微な変更で報告をしていただいた所です。よろしいですかね？
委員全員	はい。
議長	ありがとうございました。 それでは、次に議案に移っていきます。議案 85 号 所有権移転許可申請についてお願いします。
事務局	はい。 議案第85号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」説明します。 1番について、説明します。 議案説明資料4 ページ、 位置図2ページ、 本日配布の資料は1ページをご覧ください。 土地の所在は、大字●●字●●●番●の一筆でございします。 登記地目、現況地目は、田 となっております。 面積は、211 平米 です。 譲受人は、●●区の●●●●さんで28歳の方です。 譲渡人は、●●の●●●●さん69歳の方です。 転用の目的は、一般住宅となっております。 施設の概要は、1棟の居宅 67.07 平米 駐車場 25 平米 進入路ほか 119.25 平米となっております。 農地区分は、2種農地です。 用途区域内 となります。 周囲の状況は、東は道路・水路、西は宅地、南は道路・水路、北は道路 となっております。 関係機関との協議はありで、その条件はありません。 公共下水道区域となっております。 1番 の 説明 は以上となります。
議長	担当の木下委員、報告をお願いします。
7 番委員	ここは 1 度、隣の宅地からここまで家を建てるような話があったのですが、そのままできずに残っておりました。形も三角で悪いのですけれど、それでも図面を見たら建つようですので、近隣のもろもろの条件もクリアしていると思いますし、よろしくをお願いします。
議長	田中さん、何かございしますか。
田中推進委員	特段ございしません。
事務局	説明の訂正を申し上げます。 先程用途区域内ということで説明しましたが、ここは白地で用途区域外となっております。
議長	皆さんから何かございしますか？ 地域から見ると周りほとんど住宅に囲まれているような状況でございします。

	田というより畑のような状況でしたかね？
7 番委員	田ではあるのですが、道路より 1 メートルちょっと高いような感じです。
議長	そうでしたね。よろしいですかね？ よろしければ採決を取ります。賛成の方。
委員全員	(全員賛成)
議長	ありがとうございました。続いて 86 号の転用許可申請について説明をお願いします。
事務局	議案第86号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」説明します。 1番 について、説明します。 議案説明資料5ページ 位置図3ページをご覧ください。 土地の所在は、大字●●●●字●●●●番●●の一筆でございます。 登記地目、現況地目は、田となっています。 登記面積は、953 平米です。 申請人は、●●区の●●●●●さん48歳の方です。 転用目的は、植林で、クヌギを100本植える予定となっています。 農地区分は、2種農地となっています。 周囲の状況ですが、東は山林、西は田、南は田、北は田・畑 となっています。 関係機関との協議はありで、その条件はありません。 1番 の説明は、以上です。
議長	現地報告を馬場委員お願いします。
4番委員	この場所ですが、県道の●●線を●●方面に進んでいく途中を●●方面に左折して進んでいきまして、●●のごみステーションがあるところ、ここはもともとバス停があったところでございますが、そこから左に入って少し進んだところに申請地があります。本件は4月の総会において、農振法に基づく報告があった案件でございまして、周囲の状況や転用目的については事務局からあった通りです。申請地にクヌギを植えて、山に戻したいということのようです。現地を確認しましたところ、山間に位置しておりまして、水の弁が悪いことに加えてイノシシに荒らされておりまして、農地としての維持は難しい状況にございます。本件について、地元の区長さん並びに生産組合長さんと協議を致しましたけれども、特に問題ないとして確認が取れております。以上です。
議長	野中さん、何かございますか？
野中推進委員	特段ございません。
議長	現地を確認しましたが、いっそ周りももう少し広げてした方がいいのではないかとさえ思いました。 皆さんから何かございますか？ 無いようなので採決を取ります、賛成の方。 (全員賛成) ありがとうございました。2番の説明をお願いします。
事務局	それでは2番について説明します。 位置図は、4ページをご覧ください。 土地の所在は、大字●●字●● ●●●番●●から枝番を順に●●●番●●までの14筆でございます。 登記地目は、すべて 田 となっています。 現況地目は、すべて駐車場となっています。 登記面積は、記載のとおり、●●●番●●の64平米から●●●番●●の3.4平米まで14筆 の合計300.01平米となっています。 申請人は、●●●区の●●●●●さん75歳の方です。 転用の目的は、11区画の駐車場となっています。

	農地区分は、2種農地となっています。 周囲の状況ですが、東は田、西は道路、南は雑種地、北は田となっています。 関係機関との協議はありで、その条件はありません。 2番 の説明は、以上です。
議長	現地報告を中牟田委員お願いします。
2番委員	この地区は●●地区で以前圃場整備をされておりまして、その集約が、圃場整備が終わったところでその残土のところを個人たちで話し合って設置されたと聞いております。 それぞれ駐車場がないということで、今整地されて便利に使っておられるのが現状です。
議長	何か皆さん方からございますか？ 木下委員、どうぞ。
7番委員	個人ごとの駐車場を作ったのですか？
2番委員	そうですね。今言ったように3人それぞれ駐車場がなかったし、それで個人で出し合われて整備されたということでお伺いしております。
議長	木下委員、よろしいですか？
7番委員	はい。
議長	この周辺の方は、皆さん左側は山手に上っていかないといけないというのもあり、それぞれの所が狭いのですよね。 なので駐車場もですが離合にも利用されている感じですね。 他に皆さんから何かございますか？ ここは現地見てもらった通りですね、頻繁に西塩屋の人が使われるのですが、車自体が離合されるのにも使われていて、ほとんど所有者の方も道から登って行って自分の自宅という形になりますけど、本来狭いところにあるから駐車場を設けたいということです。よろしいですか？ 良ければ採決を取ります。賛成の方の挙手を求めます。(全員賛成) ありがとうございました。それでは次に移っていきます。議案87号の農地利用集積計画について説明をお願いします。
事務局	議案第87号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」、説明します。 議案説明資料は、7ページから10ページまでとなります。 この案件は、1議案で19件ございます。 8ページをご覧ください。 9番と10番は、あっせんによる所有権移転です。 今総会後に、所有権が、佐賀県農業公社から買い手に移ることになります。 その時期は、9月12日の予定です。 その下の11番もあっせんによる所有権移転です。 今総会後に、所有権が、売り手から佐賀県農業公社に移ることになります。 その時期は、9月12日の予定です。 9ページから10ページをご覧ください。 9ページの12番、10ページの16番、17番、18番の4件は、農地中間管理機構を通して使用貸借となる案件です。 契約期間は、10年が1件 5年が3件となっています。 9ページの13番、14番、10ページの15番、19番の4件は、農地中間管理機構を通して賃貸借となる案件です。 契約期間は、5年が2件、3年が2件となっています。 貸借料については、すべて現金となっています。 次に、7ページから8ページになります。

	1番から8番までの8件は、利用権が設定される案件です。 8件のうち、新規が3件、更新が5件となっています。 また、8件すべて賃貸借権の設定で、すべて現金扱いとなっています。 契約期間は、8件のうち、10年が3件、5年が5件、となっています。 議案第87号についての説明は、以上となります。
議長	12番の公社の使用貸借のところは、更新なのですか？
事務局	いえ、新規となります。 農業公社の方にお聞きしましたが、●●さんの方が賃料を払うようであれば作りたくないということだったそうです。
議長	ここは委員さんに相談などされていたのですか？
事務局	いえ、してないです。もう案件が上がってきましたので。 ここは三原さんのところになりますが、三原さんに確認したところ三原さんに相談はないままでしたので、分かっておられませんでした。
議長	いつでも言うように、荒れないためにとはいえ、それを許すとみんなそうなってしまいますよね。委員さんたちはみなさんその辺一生懸命話をしてくださっていますよね。事務局が上がってきたからと言ってそういう整理をするのはどうなのですかね。 本当は公社がその辺調整してうちに上げないといけないのでは？言っている意味はわかりますよ。荒れるくらいならタダでということですよ。
11番委員	私もこの12番気になっていたのですが、面積からすれば一丁超えているのですが、この中間管理機構は通しさえすれば使用貸借だろうが賃貸借だろうが関係ないというスタンスですかね？
議長	本来彼らが動いてやってもらいたいのですが、連携が毎度上手くいかないのですね。 なので公社も農業委員さんにも相談されましたかなど一言言っていたと思うのですが。 ●●さんはこっちにおられるのですかね？●●さんが公社に行き、公社から●●さんというわけですよ。
事務局	はい、●●さんとお話をされてるとお伺いしております。
議長	事情は分かるのですが、みんな少しなりとも払うようにしているので。極端に言うと、タダでするなら最悪我々を通さなくていいのでは？調整役は不要なのでは？ 私の記憶ですが、公社を通すことで、実際に払う払わないが生じたときに、心配する必要がないですよ、だから公社を通しましょうという話ではなかったですかね？ 皆さん、今中村副会長がおっしゃったように、公社からうちに来たときは既に話が終わってしまっていて、それを我々のところで審議するという話で、公社に通っていただければ我々が今更バックできない話ですよ。もうそれぞれのところで決めた通りでいいという風になると、議案提案自体がどうなのでしょうかね。 更新の所は今更どうにもならないかと思いますが、新規の所はやはりある程度、皆さん方が決めておられるルールを皆さんが守っていただければできない話と思うので、毎年相談をしてくださいと言っている実情もありますので。
11番委員	この●●●●というのはどういった会社ですか？
1番委員	みかんを作ったり、仕入れもしておられます。
議長	いつだったか、倉庫を作ることを許可しましたよね？ 青果物の扱いを、自分のではなく中間業者として拡大されておられます。
2番委員	物納というわけでもないですよ？
議長	そうですね、使用貸借となっています。 仲立人が公社で、その公社が我々の決め事をよく理解してやってほしいということを以前から言っているのです。 極端に言えば、委員さんや推進委員さんが、貸し借りをする際もうちよっとどうだろうかという

	話を何もせず、上がってきたら受付けて、うちに丸投げという状況ですよ。 公社を通すことで、どんなメリットがあるのですかね？
事務局	固定資産税が軽減されます。
議長	毎年我々は生産組合長さんのところに出向いて、賃料など決めているじゃないですか。原則それに乗っ取ってしているわけですよ。 だけでも、する人がいないから無料というのは分かりますよ。しかし、我々は同じ農業者として貸し手のことも思っただけをお願いをする、というのが元々のルールじゃないですか。 これを許すとこのケースが広がっていくから拘っているわけですよ、私は。極端な言い方をすれば、企業誘致をした場合も、無料でと言わないといけなくなりますよ。
4番委員	そもそも、中間管理機構を通すようになったいきさつが、さっき機構を通した場合のメリットについてお話がありましたけれども、それと並行して賃借料に関して高すぎず安すぎず、うまく調整をしてもらうというという目的で作られたと認識をしておりますけれども、いかがでしょう。
議長	本当なら、作り手がいないということで公社に相談に行き、公社が作り手がいないかを探すのが仕事ですけども、実質的にそれが行われていないということになりますね。 特に鹿島の場合は、平坦地の田んぼですが、以前からのいきさつで、農協の樋口さんと市の方で一緒になって、だんだん作らない人が多くなってきたので、作り手を探すような機構があったわけです。それがなくなっているわけですよ、 しかし、公社の窓口が農協のどこにあるので、代わりにそこがしていると皆さん思っているわけですよ。なので、皆さんそこに行けばもう終了だと思っておられます。でも終わりではないわけですね。そこは窓口だけであって、実際の審議は我々なのです。だからうちにあがってくるのです。 なので、この前から言っているように、行き違いのないよう市役所の中にいてもらった方がいいのではと再三言っているのですけどね。 すみません、後々にも影響してくる話になりますので、12番だけ保留という形にさせていただきます。整理をさせていただきます。
5番委員	固定資産税の軽減ということについて詳しくお聞きしたいです。
事務局	貸し手さんにメリットがあるということですね。今まで貸し手さんが固定資産税を納めていたのが、中間管理機構を通じて貸されたら免除となります。
議長	そこを通すことによって安くなるということだけでなく、なぜ安くなるかについて、それと公社をなぜ通すように促しているのか。この2点について整理をお願いします。
7番委員	以前は、公社を通せば小作料を、借り手が払えない場合は変わって公社が払うように保証をするとなっていましたよね。
議長	そうですね。今おっしゃられたようにその辺の話も元々されていました。 他には皆さんからはないですか？なければ12番だけ保留にして、採決を取ります。賛成の方。(全員賛成) ありがとうございました。それでは次をお願いします。
事務局	報告第42号「農地法第4条適用除外の証明願いについて」、説明します。 1番を説明します。 議案説明資料は、11ページ 位置図は5ページ 当日配布資料2ページをご覧ください。 土地の所在は、大字重ノ木字森田角乙 2454 番 3 の一筆となります。 地目は、田で、 面積は、287 平米のうち、195 平米となります。 所有者は、●●区の●●さんです。 目的及び施設の概要は、農業用倉庫 195 平米です。

	周囲の状況は、東は宅地、西は宅地、南は道路、北は田となっています。 地元協議はありで、その条件はありません。 以上が、1番の説明となります。
議長	藤家委員、説明をお願いします。
10 番委員	地図で言えば 5 ページになります。図には乗っていませんが角のところに●●さんの小屋があり、そのすぐ東側になるのですが、そこにくっついて●●さんの水田がある方に、小屋を 287 のうち 195 平米、2 ページ目の図面のような小屋を作ると言うことで、水路関係問題ないのですが、横が●●さんの畑となっており、ミサワホームに言って家が建つ予定です。その端のところに田んぼがありまして、その排水が図のようにパイプが出ております。なので僕達で立ち会って、現場で話しておりますので排水の面はなんら問題ありません。
議長	皆さんから何かございますか？ 本人も結構広くされているので、農業用倉庫的には手狭と言うこともあるかなと思います。何かございますか？
7 番委員	今度設置する小屋の横にパイプを埋め込んで田んぼの方に排水するということですか？
10 番委員	(図面で説明)
議長	工事の際に改めて立ち合いをお願いします。 他に良ければ採決を取ります。1 番に賛成の方。次に 2 番に移ります。今日は三原委員が欠席ですので、事務局から説明をお願いします。
事務局	ここは、●●●●の牛舎でございます。大字●● ●●番●●、地目は畑でございます。先程農振除外の件でもありましたように、一筆 9585 平米のうちの 180 平米を牛舎にするものでございます。この牛舎ですが、2 年前、3 年前にも同様の牛舎を建てられております。スタンションを設置して、簡単な屋根を取り付ける、給餌する場所でございます。 場所についてですが、雑草や低木なども綺麗に排除してあり、そちらに設置するということです。それから、こちらの土地ですが既に基礎を打ってしまっておられましたので、始末書が提出されています。(始末書の読み上げ)
議長	●●●が牛を増頭するとのことでありまして、牛舎を作っておられていたと言う話ですが、皆さんから何かございますか？ よろしいですか？ なければ採決を取ります。2 番に賛成の方。(全員賛成)ありがとうございました。 3 番の説明をお願いします。
事務局	3番について、説明します。 位置図は7ページをご覧ください。 土地の所在は、大字●●字●● ●●●●番と●●●●番の2筆となります。 地目は、ともに畑で、 面積は、●●●●が、1,150 平米のうち 53 平米 ●●●●が、1,146 平米のうち 145 平米となります。 所有者は、●●●●の●●●●さんです。 目的及び施設の概要は、農業用倉庫 198 平米です。 周囲の状況は、東は畑、西は畑、南は道路、北は水路となっています。 地元協議はありで、その条件はありません。 以上が、3番の説明となります。
議長	中牟田委員、説明をお願いします。
2 番委員	ここは干拓の所です、農業用倉庫として農業用の機材を置くとのことでした。排水についてもなんら問題ないとのことで確認しております。 198 平米の建物ができるということでもあります。
議長	何か皆さん方からありますか？ 干拓地の中での利活用の便利を図りたいとのことですが、よろしいですかね？ それでは採決を取ります。賛成の方の挙手を求めます。(全員賛成) ありがとうございました。最後に、非農地証明について説明をお願いします。

事務局	報告第43号「非農地証明願いについて」、説明します。1番を説明します。 議案説明資料は12ページ、位置図は8ページ、当日配布資料4ページをご覧ください。 土地の所在は、大字●●字●● ●●●●番●●の一筆となります。 地目は、畑で、 面積は、282 平米となります。 所有者は、●●●の●●●さんです。 農地の区分は、第1種農地となります。 願出地の状況は、昭和30年代には、隣接する宅地に所有者の母屋などがあり、願出地は庭などとして利用され、耕作はされていませんでした。 申請に至った経緯は、平成30年ごろに、母屋などはすべて解体された。申請地とともに宅地を売却したいが、申請地は旗竿地であり、周りの宅地と連坦していないため、転用ができない。 今後、農地としての利用見込みがないため、非農地証明の願出に至っている。 周囲の状況は、東は田、西は畑、南は田、北は宅地・水路 となっています。 非農地証明願いの対象基準については、明記の4項目すべてを満たす場合となっています。 以上で、説明 を 終わります。
議長	事務局から現地についての説明をお願いします。
事務局	申請地は、旗竿地になります。進入路が細くて、その先に宅地がある土地でございます。調べましたところ、大字森、井手では旗竿地に新しく家が建て替わるという案件は今まで1件もあっておりません。農家の方が建て替えられる、もしくは農家のかたが既存の宅地の横に新しく家を造作する以外の、新規の住宅は農地転用では今まであっておりません。 今回のところですが、●●●さんがこの土地を手放したいとのことで、申請地の奥に宅地があってそちらに母屋、申請地には小屋などがいくつか建っていましたが、母屋と一緒に全て壊されております。今回宅地と一緒に処分をしたいとのことで、お話を頂いたところ、この旗竿地に他の方が宅地を買って家を建て替えるということがどうしても出来ないという案件になっております。ですので、手前の畑の方は母屋があった頃からずっと庭として使われており、畑としては耕作をされておられません。 現況についても、宅地と同様の形状を示しております。ですので、非農地証明を審議いただいて、宅地と一緒に購入希望者に売買したいということで非農地証明の発出をお願いされています。
議長	●●さんの自宅の周辺に畑として残っていたところがそのまま残ると、実質的に宅地自体が売れにくいとのことです。売れやすいように作っていない所について皆さん方の許可を得て非農地証明して、全体的な●●さんの宅地を含めたところの買主がいるようですので、証明書を出したいという案件です。
議長	皆さんにお諮りしないといけないのは、畑のここは残して道の分だけすると言う話もありますが、そういうふうにするか、ここ全体が使い勝手のいいように局長が説明したような形で、買い求めやすいように証明を出していいかということです。 現地見に行ったのですが、草が茂っていました。 皆さんから何かよろしいですか？事情はこういうことですが、よろしいですかね？特段無ければ採決を取ります、賛成の方。(全員賛成) ありがとうございました。

この会議録は、委員会書記をもって記録せしめたもので、その内容は正当なものと認め、ここに署名委員とともに署名する。

令和5年 10 月 2 日
鹿島市農業委員会

会 長

㊞

3 番委員

㊞

4 番委員

㊞

事務局長

㊞

